



群馬県行政改革大綱 実施計画・評価書

令和3年12月現在

群馬県

目 次

群馬県行政改革大綱実施計画 体系図	1
行政改革大綱実施計画令和2年度評価・総合評価（自己評価）	2
行政改革大綱実施計画令和2年度評価・総合評価（自己評価）一覧	4
目標1 県民目線に立った県政の推進	
改革1 情報提供内容・情報発信手段の充実	8
改革2 県民意見の反映手段の充実	12
改革3 行政手続における利便性の向上	17
改革4 地方分権改革と自治体間連携の推進	21
目標2 「仕事の仕方」の改革	
改革5 事務改善と適正な事務の推進	28
改革6 民間活力やノウハウの効果的な活用	38
改革7 自治を担える人づくり、 力を最大限発揮する組織づくり	44
目標3 健全な財政運営の維持	
改革8 歳入確保と歳出の最適化	53
改革9 資産の適正管理と有効活用	61
改革10 公営企業改革	69

群馬県行政改革大綱実施計画 体系図
 ～群馬の未来創生を支える県政改革の推進～
【3つの目標・10の改革・30の取組事項・60の具体的な取組】

目標改革取組事項	具体的な取組	目標改革取組事項	具体的な取組	目標改革取組事項	具体的な取組
目標1 県民目線に立った県政の推進		目標2 「仕事の仕方」の改革		目標3 健全な財政運営の維持	
改革1 情報提供内容・情報発信手段の充実		改革5 事務改善と適正な事務の推進		改革8 歳入確保と歳出の最適化	
(1) オープンデータ化の推進など県政情報の提供内容の充実	① オープンデータ化の推進 ② 会議録等の公開の促進 ③ 公共事業等の見える化の推進	(1) 実施方法の工夫による効率化	① 全庁的に発生する事務における改善の推進 ② 地域機関における公用車利用の効率化 ③ エネルギー使用量の削減 ④ 電力調達の効率化 ⑤ オープンカウンタの定着化 ⑥ 公共事業の経費節減	(1) 収入の確保	① 県税収入の確保 ② 自主財源収入の確保 ③ 基金の最適な運用
(2) 提供・発信手段の充実	① 安心・安全情報の提供手段の充実	(2) 情報システムの活用による効率化	① 文書の電子化の促進 ② 情報システムの最適化	(2) 金利動向を踏まえた安定的な資金調達	① 金利動向等を踏まえた償還年限や発行額の検討と市場公募債をはじめとした多様な県債発行
改革2 県民意見の反映手段の充実		(3) 時代や環境の変化に合わせた適正な事務の推進	① 時代や環境の変化に合わせた事務の適正確保に向けた取組の推進 ② 条例の一斉点検・見直し	(3) 支出の最適化	① 県単補助金の見直し
(1) 多様な手段による積極的な県民意見の聴取	① 広聴チャンネルの拡大 ② 県民参加型公共事業の推進 ③ 計画等の評価段階における県民意見の反映	改革6 民間活力やノウハウの効果的な活用		(4) 効果的な事業評価の実施	① 事業評価の実施 ② 公共事業評価の実施
(2) 審議会などへの公募委員・女性委員の登用の促進	① 各審議会等における公募委員の増加 ② 各審議会等における女性委員の増加	(1) 民間との連携による県民サービスの向上	① 民間活力やノウハウの積極的な活用の推進 ② 地域が主役の市民活動の推進 ③ 建設産業の担い手育成	(5) 基礎的財政収支の黒字の維持	① 基礎的財政収支の黒字の維持
改革3 行政手続における利便性の向上		(2) 公の施設におけるサービス向上	① 公の施設のあり方検討の継続実施 ② 公の施設におけるサービス向上	改革9 資産の適正管理と有効活用	
(1) 行政手続の簡素化	① 社会保障・税番号制度の活用 ② 審査基準・添付書類等の見直し	(3) 公社・事業団等の改革	① 公社・事業団等に対する関与の見直し	(1) 税外収入未済額の圧縮に向けた税外債権の適正管理	① 税外債権の適正管理
(2) 行政手続の手段の多様化	① 電子申請受付システムの活用の促進 ② 公金収納の利便性の向上	改革7 自治を支える人づくり、力を最大限発揮する組織づくり		(2) 未利用財産の売却・有効活用	① 未利用財産の売却・有効活用
改革4 地方分権改革と自治体間連携の推進		(1) 県政を担う人材の育成と組織マネジメントの向上	① 人事評価制度の運用を通じた人材育成及び組織マネジメントの向上 ② 職員研修の充実	(3) 公共施設等の長寿命化	① 公共建築物（建物系施設）の長寿命化の推進 ② インフラ施設（土木系施設）の長寿命化の推進
(1) 地方分権改革の成果を活用した主体的な政策推進	① 地方分権改革に関する提案募集制度の活用	(2) 実践的な政策形成能力の向上	① 「政策プレゼン」の実施 ② 職員提案制度の実施	(4) 統一的な基準による地方公会計の整備	① 統一的な基準による地方公会計の整備
(2) 市町村との連携の推進	① 市町村への権限移譲の推進 ② 市町村行政体制の強化のための支援 ③ 効果的な意見交換の実施 ④ まちづくりにおける市町村との連携の推進	(3) 適正な組織・定員管理	① 組織の見直し ② 適正な定員管理	改革10 公営企業改革	
(3) 近隣都県等との連携の推進	① 近隣都県等との広域連携の推進	(4) 働きやすい職場づくり	① テレワークの試行導入 ② 総労働時間の縮減 ③ 心の健康に関する一次予防の推進	(1) 公営企業の健全な経営	① 企業局の健全な経営の維持 ② 病院局の経営の健全化
				(2) 公営企業会計の適用推進	① 流域下水道事業への公営企業会計の適用

行政改革大綱実施計画 令和2年度評価・総合評価（自己評価）

【実施結果評価】

・「具体的な取組」について、19項目（全体の46.3%）において、取組目標を達成しました。また、18項目については取組目標の達成には至らなかったものの具体的工程に掲げる作業内容の50%以上を実施し、計画実施率は90.2%となりました。

【成果評価】

・計画期間を通じ、29の「取組事項」において一定の成果があり、このうち17項目においては、取組事項として掲げた内容を上回る成果を得ることができました。

1 実施結果評価 （「具体的な取組」ごとの取組目標に対する実績度合い）

「具体的な取組」のうち、19項目（全体の46.3%）において、取組目標を達成しました。また、18項目については取組目標の達成には至らなかったものの具体的工程に掲げる作業内容の50%以上を実施しました。これらを合わせた計画実施率は90.2%となりました。

一方、作業内容が計画の50%未満となった「取組あり（C）」が2項目ありました。この取組については、具体的工程（作業内容）を見直すなど、課題を踏まえた取組を行います。

なお、計画策定時からの事情変化により取組の見直しを行ったため、「未着手（D）」となった項目が2つありました。この項目については、計画時とは別の形で取組を行い、取組事項における成果を上げています。

区分	評価	
	R2年度	
達成（A）	19	
実施（B）	18	
取組あり（C）	2	
未着手（D）	2	
計	41	

◎改革4(2)①
市町村への権限移譲の推進
◎改革9(1)①
税外債権の適正管理

数値目標等達成率（A）	
46.3%	19/41
計画実施率（A+B）	
90.2%	37/41

※R2年度は実施計画を延長した期間にあたるため、41項目のみ取組を行っています。

2 成果評価 （30の「取組事項」ごとの成果度合い）

計画期間を通じ、29の「取組事項」（全体の96.7%）において計画に掲げる成果が一定程度ありました。そのうち、17項目（全体の56.7%）で、取組事項として掲げた内容を上回る成果がありました。

令和2年度の取組では、23の「取組事項」（全体の92.0%）において計画に掲げる成果が一定程度ありました。そのうち、14項目（全体の56.0%）で、取組事項として掲げた内容を上回る成果がありました。

区分	評価	
	R2年度	総合
大きな成果あり（A）	14	17
成果あり（B）	9	12
実施（C）	2	1
未実施（D）	0	0
計	25	30

◎改革9(1)①
税外債権の適正管理

計画を上回る成果（A）	
R2年度	総合
56.0%	56.7%
14/25	17/30

一定の成果（A+B）	
R2年度	総合
92.0%	96.7%
23/25	29/30

群馬県行財政改革評価・推進委員会（第三者委員会）からの全般的な意見

○総じて、計画に沿って進められていることが伺える。しかし、令和2年度実績評価で「C」と自己評価している項目も見られ、それらについては、なぜそのようになったのかについて理由を付記してほしい。

この資料を県民が見るという前提であれば、現状の表記だけでは抽象的で読み取りづらい部分が散見される。公表の際には、よりわかりやすい表現につとめたり、関連のウェブサイトのURLのリンクを付したりすることも必要である。

○数々の取組に、一県民として、感謝とリスペクトの思いを新たにしたい。これほどのことをしているということが、さらに広く、県民にとってわかりやすい形で伝えてゆくことができれば、と感じる。日頃の仕事に心から感謝申し上げる。

○こうして取り組みの成果と評価が一元管理されるのは素晴らしい資産になると思う。その前提で、他の委員からも同様の意見が出ていることと思うが、やはり行財政改革を目的とした委員会で運用方式が至ってアナログ、というのは若干の違和感がある。私どもの手間が、というよりは、それ以上に職員の取りまとめのご苦勞が心苦しい。日程調整や、こうしたエクセルシートの転記、コピペなどもそれにかかる工数や時間など、圧縮できる部分だと思料する。

また、そもそもの評価の方法も、これだけずらっと文字情報として一度に示されても、正直なところ文字面から粗探しをするしかこちらにはできず、本来委員として成果を出すべき本質的なアドバイスや、改善提案の力なども、この方式では十分に発揮されないまま終わってしまうのではないかと懸念する。なんらかの追加（代替）施策、たとえば各セクター、テーマごとに委員が小分け（分科会）になって詳細を伺いフィードバックするとか、あるいは、資料を少なくとももう少し分かりやすい形で評価のポイントに沿って見える化する、第三者の外部有識者として我々がアドバイスすべきポイントをテーマごとに伺うなど、いろいろなやり方はあるように思う。

○特に山本知事になってから、IT活用や情報発信力が著しく高くなったと感じている。実際に行政サービスの利便性を実感できており今後期待している。

○30の取り組み、60の具体的な展開それぞれについては、とくに意見はない。それよりも今回の動き出しが、県庁にとって、ディフェンシブなものと、オフェンシブな内容が混在している。管理部門から見たらすべて攻めの案件であるかもしれないが、例えば個別に見ると、「適正に管理しましょう」「見直しましょう」「～の健全化」といった、ある意味守備的な内容のものと、民間活力導入のために地域プラットフォームを作ったり、テレワークのためのサテライトオフィスを作ったり、といったある意味オフェンシブな内容が包含されている。

今回の事業は、知事の思いとして、トータルでどのような群馬県庁のDX推進を図っていくのか、そのことを各担当部署にどれだけ浸透しているのかが気になる。上記のような攻守にどう折り合いをつけるのか。規制なのか、チャレンジなのか、そういった基本的な戦略も教えてもらえると、先の委員会でも発言しやすくなると思う。

行政改革大綱実施計画 令和2年度評価・総合評価（自己評価）一覧

【評価段階の考え方】

「実施結果評価(数値等の目標の達成度)」評価段階		「成果評価(取組事項に対する成果)」評価段階	
A 達成	: おおむね「取組目標」の目標以上の実績があった	A 大きな成果あり	: 計画どおりの成果又は計画を上回る成果があった
B 実施	: 「取組目標」の目標には実績が至らなかったが、作業内容は50%以上実施	B 成果あり	: 計画に掲げる成果が一定程度あった
C 取組あり	: 「取組目標」の目標には実績が至らず、さらに作業内容は50%未満実施	C 実施	: 「取組事項」として掲げた内容の結果・成果が出ていない
D 未着手	: 「具体的工程」に掲げる作業内容を行わなかった又は、事情変化により実施が困難	D 未実施	: 取組の実施に至らなかった。

3つの「目標」	10の「改革項目」	60の「具体的な取組」	実施結果評価 (数値等の目標の達成度)				令和2年度 取組目標	令和2年度 実績	成果評価 (質的評価)				頁							
			H29	H30	R1	R2			H29	H30	R1	R2		総合						
目標1 県民目線に立った県政の推進																				
改革1 情報提供内容・情報発信手段の充実																				
(1) オープンデータ化の推進など県政情報の提供内容の充実	①	オープンデータ化の推進	B	↗	A	↘	C	↗	A	・ オープンデータ公開数(年度末累計) 100件	106件									
	②	会議録等の公開の促進	A	↘	B	↗	A					B	→	B	→	B	→	B	B	8
	③	公共事業等の見える化の推進	A	↘	B	↗	A													
(2) 提供・発信手段の充実	①	安心・安全情報の提供手段の充実	A	→	A	→	A					A	→	A	→	A			A	11
改革2 県民意見の反映手段の充実																				
(1) 多様な手段による積極的な県民意見の聴取	①	広聴チャンネルの拡大	A	→	A	→	A													
	②	県民参加型公共事業の推進	B	↗	A	→	A					B	↗	A	→	A			A	12
	③	計画等の評価段階における県民意見の反映	A	→	A	↘	B													
(2) 審議会などへの公募委員・女性委員の登用の促進	①	各審議会等における公募委員の増加	A	↘	B	→	B	→	B	・ 公募委員の導入検討依頼・調整の実施	100%(実施)									
	②	各審議会等における女性委員の増加	A	↘	B	→	B	→	B	・ 審議会における女性の参画率 40.0%	38.1%	A	↘	B	→	B	→	B	B	15
改革3 行政手続における利便性の向上																				
(1) 行政手続の簡素化	①	社会保障・税番号制度の活用	B	→	B	→	B													
	②	審査基準・添付書類等の見直し	B	→	B	→	B	→	B	ア 申請等手続の審査基準や標準処理期間の重点的な見直しの実施	ア 100%(実施)	B	→	B	→	B	↘	C	B	17
(2) 行政手続の手段の多様化	①	電子申請受付システムの活用の促進	A	→	A	→	A	→	A	・ 電子申請の利用件数 19,000件	59,683件									
	②	公金収納の利便性の向上	C	→	C	→	C	↗	B	ウ 新たな収納方法の導入検討	検討実施	B	→	B	→	B	↗	A	A	19
改革4 地方分権改革と自治体間連携の推進																				
(1) 地方分権改革の成果を活用した主体的な政策推進	①	地方分権改革に関する提案募集制度の活用	A	→	A	→	A	→	A	・ 実現又は国で対応された提案件数 1件以上	10件	A	→	A	→	A	→	A	A	21

3つの「目標」		60の「具体的な取組」	実施結果評価 (数値等の目標の達成度)				令和2年度 取組目標	令和2年度 実績	成果評価 (質的評価)					頁					
10の「改革項目」			H29	H30	R1	R2			H29	H30	R1	R2	総合						
30の「取組事項」																			
(2) 市町村との連携の推進	① 市町村への権限移譲の推進	B	→	B	→	B	↘	C	ア 移譲法令数 R1年度(49法令等691事項)以上 イ うち重点移譲リスト掲載事務の移譲法令数 R1年度(11法令等92事項)以上	ア 49法令等691事項 イ 11法令等92事項	B	→	B	→	B	→	B	22	
	② 市町村行財政体制の強化のための支援	A	→	A	→	A	→	A	ア 県と市町村との人事交流の実施 イ 市町村からの要請等により、行財政運営の状況を実地に診断、必要な助言等の実施	ア 100%(実施) イ 100%(実施)									
	③ 効果的な意見交換の実施	A	→	A	↘	C	↗	B	ア 地域別市町村懇談会の開催 イ 地域別市町村懇談会における市町村の連携強化に効果的な意見効果テーマの設定 ウ 地域別市町村テレビ会議の開催 エ 地域別市町村テレビ会議における県と市町村の連携強化に効果的な意見交換テーマの設定	ア 100%(実施) ウ 0%(実施せず)									
	④ まちづくりにおける市町村との連携の推進	A	↘	C	→	C													
(3) 近隣都県等との連携の推進	① 近隣都県等との広域連携の推進	A	→	A	→	A	→	A	ア 連携事業の実施(北関東磐越五県知事会議) イ 国への提案・要望の実施(北関東磐越五県知事会議) ウ 連携事業の実施(三県知事会議) エ 国への提案・要望の実施(関東地方知事会) オ 国への提案・要望の実施(全国知事会)	ア 100%(実施) イ 100%(実施) ウ 100%(実施) エ 100%(実施) オ 100%(実施)	A	→	A	→	A	→	A	A	26
目標2 「仕事の仕方」の改革																			
改革5 事務改善と適正な事務の推進																			
(1) 実施方法の工夫による効率化	① 全庁的に発生する事務における改善の推進	B	→	B	→	B	→	B	ア 全庁的に共通する業務の見直し事例周知 5事例 イ 業務の見直し状況のモニタリングの実施	ア 5事例周知 イ 100%(実施)	B	→	B	→	B	→	B	28	
	② 地域機関における公用車利用の効率化	B	↗	A	↘	B													
	③ エネルギー使用量の削減	A	↘	B	→	B	→	B	・ エネルギー使用量 46,342キロリットル	47,203キロリットル									
	④ 電力調達の効率化	A	→	A	→	A													
	⑤ オープンカウンタの定着化	B	→	B	→	B													
	⑥ 公共事業の経費削減	B	↘	C	→	C													
(2) 情報システムの活用による効率化	① 文書の電子化の促進	A	→	A	→	A	→	A	・ 電子決裁率(文書の電子化率) 30.0%	44.6%	A	→	A	→	A	→	A	34	
	② 情報システムの最適化	A	→	A	→	A													
(3) 時代や環境の変化に合わせた適正な事務の推進	① 時代や環境の変化に合わせた事務の適正確保に向けた取組の推進	B	↗	A	→	A	→	A	ア 事務処理ミス防止に向けた取組実施 イ 事務内容の適正化実施 エ 内部統制の周知	ア 100%(実施) イ 100%(実施) エ 100%(実施)	B	↗	A	→	A	→	A	A	36
	② 条例の一斉点検・見直し	A	→	A	→	A													
改革6 民間活力やノウハウの効果的な活用																			
(1) 民間との連携による県民サービスの向上	① 民間活力やノウハウの積極的な活用の推進	B	→	B	→	B	→	B	・ 地域プラットフォーム等の設置検討	検討実施	B	→	B	→	B	→	B	38	
	② 地域が主役の市民活動の推進	B	→	B	→	B													
	③ 建設産業の担い手育成	B	→	B	→	B													
(2) 公の施設におけるサービスの向上	① 公の施設のあり方検討の継続実施	A	→	A	→	A	→	A	ア 施設のあり方を検討した県直営施設数 5施設 イ 施設のあり方を検討した指定管理者制度導入施設数 10施設	ア 5施設 イ 9施設	A	→	A	↘	B	↗	A	A	41
	② 公の施設におけるサービス向上	A	→	A	↘	B	→	B	・ 公の施設の各施設で新たに提供又は内容を改善したサービス数 50 ・ 指定管理者制度導入施設のうち、管理運営状況におけるサービス提供内容の施設所管所属評価がA(優良)又はB(良好)の施設割合 100%	・ 67 ・ 100%(43/43(施設数))									
(3) 公社・事業団等の改革	① 公社・事業団等に対する関与の見直し	B	→	B	→	B					B	→	B	→	B			B	43

3つの「目標」		60の「具体的な取組」	実施結果評価 (数値等の目標の達成度) H29 → H30 → R1 → R2	令和2年度 取組目標	令和2年度 実績	成果評価 (質的評価)					頁
10の「改革項目」						H29	H30	R1	R2	総合	
30の「取組事項」											
改革7 自治を担える人づくり、力を最大限発揮する組織づくり											
(1) 県政を担う人材の育成と組織マネジメントの向上	① 人事評価制度の運用を通じた人材育成及び組織マネジメントの向上	B → B → B → B	・ 研修の業務への活用性 92%かつR1年度水準(91.4%)以上	91.4%	B → B → B → A	B	44				
	② 職員研修の充実	A → A → A → A	・ 研修の業務への活用性 90.5%かつR1年度水準(91.3%)以上	91.3%							
(2) 実践的な政策形成能力の向上	① 「政策プレゼン」の実施	A → A → A → A	・ プレゼンテーションの実施	100% (実施)	A → A → A → A	A	46				
	② 職員提案制度の実施	A → A → A → D	※職員個人からの提案は政策プレゼンの「一般職員提案」で受け付けることとし、R2年度当初に職員提案を廃止した。								
(3) 適正な組織・定員管理	① 組織の見直し	A → A → A → A	ア 組織の見直しの実施	ア 100% (実施)	A → A → A → A	A	48				
	② 適正な定員管理	A → A → A → A	ア 定員の見直しの実施 イ 教職員定員の見直しの実施	ア 100% (実施) イ 100% (実施)							
(4) 働きやすい職場づくり	① テレワークの試行導入	A → B → B → B	ア サテライトオフィスの設置箇所数 7箇所 イ テレワーク実施者数 60人 ウ テレワーク延べ実施回数 300回 エ 在宅勤務・モバイルワークの検討	ア 7箇所 イ 47人 ウ 208回 エ 在宅勤務制度開始			50				
	② 総労働時間の縮減	B → B → B → B	ア 職員1人あたりの時間外勤務時間数 10時間/月 イ 職員1人あたりの年次有給休暇取得日数 13日以上/年	ア 13.2時間/月 イ 11.8日/年	B → B → B → B	B					
	③ 心の健康に関する一次予防の推進	A → A → B → B	ア 管理監督者向け研修実施 2回 イ セルフケアについて総務事務システム掲載 12回 ウ ストレスチェック実施 1回 エ 職場復帰支援プラン作成時に精神科専門医等による相談実施 48回	ア 1回 イ 12回 ウ 1回 エ 48回							
目標3 健全な財政運営の維持											
改革8 歳入確保と歳出の最適化											
(1) 収入の確保	① 県税収入の確保	A → A → A → A	・ 県税徴収率 98.23% ・ 県税収入未済額	・ 98.47% ・ 3,381百万円			53				
	② 自主財源収入の確保	A → B → A → B	ア 自主財源収入額 R1年度水準(21.2億円)以上 イ 使用料・手数料の見直しの実施	ア 18.2億円 イ 100% (実施)	A → B → A → A	A					
	③ 基金の最適な運用	A → B → A → A	ア 預金加重平均利回り向上(加重平均利率-店頭金利(3か月大口定期)) 0.001%以上 イ 新規購入債券平均利回り維持(新規購入債券平均約定利回り-店頭金利(10年大口定期)) 0.198%以上	ア 0.003% イ 0.444%							
(2) 金利動向を踏まえた安定的な資金調達	① 金利動向等を踏まえた償還年限や発行額の検討と市場公募債をはじめとした多様な県債発行	A → A → A → A	・ 金利動向等を踏まえた県債発行の実施	・ 100% (実施)	A → A → A → A	A	56				
(3) 支出の最適化	① 県単補助金の見直し	A → A → A → A	・ 補助金見直しの実施	・ 100% (実施)	A → A → A → A	A	57				
(4) 効果的な事業評価の実施	① 事業評価の実施	A → A → A → D	※令和2年度から事業評価は廃止。部局内の自己評価をこれまで以上に強化するとともに、政策的事業や特に見直しを行うべき事業については、知事のマネジメントを強化。	・ 各部局での事業見直しを実施	A → A → B → A	A	58				
	② 公共事業評価の実施	A → A → B → A	ア 公共事業(事前・事後)評価の実施 イ 公共事業再評価の実施	ア 100% (実施) イ 100% (実施)							
(5) 基礎的財政収支の黒字の維持	① 基礎的財政収支の黒字の維持	B → B → B → B	・ 臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支 黒字化 ・ 臨時財政対策債を除いた県債残高 R1年度水準(7,135億円)以下	・ ▲45億円(赤字) ・ 7,441億円	B → B → B → B	B	60				

3つの「目標」		60の「具体的な取組」	実施結果評価 (数値等の目標の達成度)				令和2年度 取組目標	令和2年度 実績	成果評価 (質的評価)					頁
10の「改革項目」			H29	H30	R1	R2			H29	H30	R1	R2	総合	
30の「取組事項」														
改革9 資産の適正管理と有効活用														
(1) 税外収入未済額の圧縮に向けた税外債権の適正管理	① 税外債権の適正管理	B → B → B ↓ C	ア 庁内体制整備・取組実施 イ 県税以外の収入未済額 R1年度(857百万円)以下	ア 実施 イ 832百万円	B → B → B ↓ C	C	61							
(2) 未利用財産の売却・有効活用	① 未利用財産の売却・有効活用	A → A → A → A	ア 未利用地等売却額 1.3億円	ア 2.6億円	A → A → A → A	A	62							
(3) 公共施設等の長寿命化	① 公共建築物(建物系施設)の長寿命化の推進	B → B → B → B												
	①-1 庁舎等		アイ 劣化診断実施及び長期保全計画作成 実施予定なし 劣化診断の再調査及び長期保全計画の見直し 14施設 ウ 長寿命化工事の実施	アイ 1施設(累計82施設) 14施設 ウ 100%(実施)										
	①-2 県営住宅		ア 点検(定期) 168棟 点検(日常) 516棟 イ 長寿命化対策住戸数(累計) 811戸	ア 168棟(定期) 516棟(日常) イ 821戸										
	①-3 県立学校		ア 点検(定期) 85校 点検(日常) 85校 イ 長寿命化工事の実施	ア 85校(定期) 85校(日常) イ 100%(実施)										
	② インフラ施設(土木系施設)の長寿命化の推進	B → B → B → B												
	②-1 橋梁		ア 点検(定期) 736橋 点検(日常) 3,665橋 イ 長寿命化対策橋梁数 80橋	ア 753橋(定期) 3,665橋(日常) イ 80橋										
	②-2 舗装		ア 点検(定期) 600km 点検(日常) 3,100km イ 長寿命化対策延長 40km	ア 568.5km(定期) 3,100km(日常) イ 56km										
	②-3 トンネル		ア 点検(定期) 25箇所 点検(日常) 64箇所 イ 長寿命化対策着手箇所数 3箇所	ア 22箇所(定期) 64箇所(日常) イ 4箇所	B → B → B → B	B	63							
	②-4 河川構造物		ア 点検(定期) 36施設 点検(日常) 36施設 イ 長寿命化対策箇所数 35施設	ア 36施設(定期) 36施設(日常) イ 28施設										
	②-5 砂防構造物		ア 点検(定期) 340箇所 点検(日常) 4,219箇所 イ 長寿命化対策箇所数 34箇所	ア 389箇所(定期) 3,587箇所(日常) イ 29箇所										
	②-6 都市公園		ア 点検(定期) 34施設 点検(日常) 34施設 イ 長寿命化対策箇所数 3箇所	ア 34施設 34施設 イ 3箇所										
	②-7 下水道		ア 点検(定期) 35.8km、4処理場 点検(日常) 243km、6処理場	ア 39.2km、4処理場 243km、6処理場										
	②-8 治山施設		ア 基礎調査(山地災害危険地区単位) 500地区	ア 418地区										
	②-9 土地改良施設		ア 点検(定点監視・日常) 32土地改良区 イ 長寿命化対策着手地区数(農業水利施設) 32地区 長寿命化対策延長(農道) 30.0km ウ 機能保全計画(個別施設計画)の策定 9地区	ア 32土地改良区 イ 24地区 25.7km ウ 9地区										
(4) 統一した基準による地方公会計の整備	① 統一した基準による地方公会計の整備	A → A → A			A → A → A	A	68							
改革10 公営企業改革														
(1) 公営企業の健全な経営	① 企業局の健全な経営の維持	A → A → A → A	・ 資金不足比率(電気事業) ・ 資金不足比率(工業用水道事業) ・ 資金不足比率(水道事業) ・ 資金不足比率(団地造成事業) ・ 資金不足比率(施設管理事業)	20%未満	・ 電気事業 (-475.2%) ・ 工業用水道事業 (-109.4%) ・ 水道事業 (-335.2%) ・ 団地造成事業 (-49.7%) ・ 施設管理事業 (-70.1%)	B → B → B → B	B	69						
	② 病院局の経営の健全化	B → B → B → B	・ 病院事業決算額 56,424千円	11,728千円										
(2) 公営企業会計の適用推進	① 流域下水道事業への公営企業会計の適用	A → A → A			A → A → A	A	71							

A	38	33	30	19
B	21	24	25	18
C	1	3	5	2
D	0	0	0	2
	60	60	60	41

A	15	15	14	14	17
B	15	15	16	9	12
C	0	0	0	2	1
D	0	0	0	0	0
	30	30	30	25	30